

不利益処分の処分基準

1 処分名

いわき市小名浜港運動施設使用料の前納

2 所管部課等名

いわき市商工観光部産業・港湾振興課 電話 22-1162

3 根拠条例等

いわき市小名浜港運動施設管理条例(昭和61年3月26日いわき市条例第3号)
(使用料)

第5条 小名浜港運動施設の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)のうち庭球場の利用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

4 処分基準

条例等の規定において処分基準が言い尽くされているため処分基準は設定しない。

5 聴聞手続(いわき市聴聞規則(平成6年いわき市規則第32号))又は弁明の機会の付与

不利益処分の対象が、過去にも実績がなく見込まれないため必要としない。

6 作成年月日等

(1) 作成年月日 平成9年9月10日

(2) 改正年月日 平成11年4月1日